



Public Relations Ichinohe

広報いちのへ

- お知らせ版 - No. 162

2020年(令和2年)

9月25日号

【新型コロナ対策】事業者の感染症予防対策、事業継続に必要な投資に補助

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下で、感染予防対策を講じるとともに、事業継続を図ろうとする事業者の取組を支援します。

■補助対象者（下記全てに該当する人が対象）

- (1) 町内に店舗または事業所があり、申請時点で事業を行っている人。または、町に住所を有し、申請時点、無店舗での事業を行っていること。
※売上高の減少などの要件はなく、商工業を営んでいる人が対象です。
※事業規模の要件はありませんが、引き続き事業が継続されるものに限りです。
- (2) 町税の滞納がないこと。
※納付状況を確認します。
- (3) 性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (4) 暴力団などの反社会的な団体と関係を有していないこと。

■補助対象事業と補助率、補助上限額

区分	対象事業	補助率 (上限額)
①店舗および事業所における新型コロナウイルス感染症予防対策に資する事業	衛生管理・換気設備導入、店舗改装、飛沫・接触感染を予防するための備品購入など 【対象例】 センサー式手洗い器、空気清浄機、アクリル板などパーテーションの設置、キャッシュレスシステム導入	対象経費の3分の2以内 (上限 30万円)
②事業を継続するために必要な事業	固定費削減につながる設備への転換、販路開拓、業務転換に要する備品購入、会計・経理を効率化するための機器・ソフトウェア購入など 【対象例】 LED照明、省電力エアコン、節水型トイレ、Wi-Fiスポットの整備、ホームページ作成	対象経費の3分の2以内 (上限 20万円)

※対象になるか不明な場合は、実施前に商工観光課へお問い合わせください。

休日開庁のお知らせ(10月)

【マイナンバーカード交付窓口】 ■日時…10月11日(日)、24日(土) 9:30～12:30(※) ■場所…税務町民課
※新型コロナウイルス感染症対策のため、受付時間を短縮しています。



【中止】秋の狂犬病予防巡回注射 動物病院で接種をお願いします

秋の狂犬病予防巡回注射は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

狂犬病予防法により生後 91 日以上の犬は、毎年 1 回の予防注射が義務付けられています。

今年度未接種の場合は、最寄りの動物病院で必ず受けさせてください。動物病院で予防注射を受けさせたあとは、早めに注射済票の交付手続きをしてください。

■手続方法

予防注射後、速やかに下記のものを持参し、水環境課窓口にお越しください。

■手続きに必要な物

- ・動物病院で発行する注射済票
- ・愛犬手帳
- ・注射済票交付手数料 (550 円 / 1 頭)

☎水環境課 ☎ 33-2111 内線 226

日本の伝統工芸技法 『七宝焼き体験会』開催

七宝焼きでキーホルダーを作ります。どなたでも参加できますので、ぜひ体験ください。

■日時 10月19日(月) 13:30～16:00

■場所 町民文化センター 2階 大会議室

■料金 630円 ■定員 20人程度

■申込み 生涯学習課へ電話で申し込み。

■その他

- ・小学生以下は大人(保護者など)が同伴してください。
- ・受付時の検温と手指消毒、各自マスクの着用にご協力ください。

☎生涯学習課 ☎ 33-2111 内線 514

障害年金受給中のひとり親家庭に、令和3年3月から児童扶養手当を支給

児童扶養手当法の一部が改正され、令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになります。障害年金以外の公的年金など(遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)の受給者は、これまでと変わりません。

■手続方法

- ・既に児童扶養手当受給資格の認定を受けている人は原則手続き不要です。
- ・それ以外の方は申請が必要です。健康子ども課へ申請してください。

『年金生活者支援給付金制度』 受給には手続きが必要です

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要となりますので、下記により手続きしてください。

■請求手続き

(1) 年金受給中で今年度から新たに対象になる人

対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内が10月中旬から順次届きますので、案内に従って手続きください。

(2) これから年金を受給し始める人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場税務町民課で手続きしてください。

☎税務町民課 ☎ 33-2111 内線 113

給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092

二戸年金事務所 ☎ 23-4111

高齢者の長寿をお祝い 敬老事業の飲食費を助成します

今年度の『敬老会』中止に伴い、高齢者の長寿をお祝いするため、60歳以上の町民を対象とした敬老事業を行う場合に、飲食費の一部を助成します。

詳細は福祉課までお問い合わせください。

■対象 11月30日(月)までに敬老事業を行う町内会、老人クラブ、サロン活動団体など

■内容 敬老事業の飲食費(酒類を除く)に対して、1人当たり1,500円を上限に助成します。
※事務局やボランティア参加者の分も対象。

■申請 事業実施前に福祉課へ申請書を提出してください。

☎福祉課 ☎ 32-3700 内線 606

※令和3年3月以前の申請も可能です。

■支給開始月

(1) 令和3年3月分から支給

(2) 令和3年3月1日時点で支給要件を満たしている人…令和3年6月30日までに申請すると令和3年3月分から支給

令和3年3月2日以降に支給要件に該当した人…申請の翌月分から支給

☎健康子ども課 ☎ 32-3700 内線 617

県北広域振興局保健福祉環境部福祉課

☎ 0194-53-4982